

聖光学院高等学校

平成31年度被災生徒特別支援制度要項

東日本大震災により家屋が全壊若しくは流失、または大規模半壊になった生徒および福島第一原発事故により避難を余儀なくされている生徒に対する支援として「被災生徒特別支援制度」を実施します。

但し、この制度は、福島県の本制度に係る予算措置がなされた場合に限り実施されます。

記

1. 対象者

- ①東日本大震災により、保護者（学費支弁者）の住んでいる家屋が全壊若しくは流出の被害認定のある家庭の生徒
- ②東日本大震災により、保護者（学費支弁者）の住んでいる家屋が大規模半壊相当の被害認定のある家庭の生徒
- ③福島第一原発事故による警戒区域、計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、旧緊急事避難準備区域、特定避難勧奨地点に指定され、避難を余儀なくされている生徒

2. 支援内容

特別支援の対象となった場合、被災状況により下記の授業料等を免除する。

対象となる被災状況	特別支援内容			
	入学金	施設設備費	授業料	維持費等
① 家屋が全壊又は流出の被害となった家庭	150,000円	30,000円	就学支援金との差額	月額9,500円 ～11,000円
② 家屋が大規模半壊相当の被害となった家庭				
③ 原発事故により避難を余儀なくされている家庭				
免除期間	入学時	入学時	①12ヶ月 ② 9ヶ月 ③12ヶ月	①12ヶ月 ② 9ヶ月 ③12ヶ月

注1) 授業料は、就学支援金との差額分が該当期間免除される。

注2) 入学辞退者については免除対象としない。

3. 手続き方法

対象者は、入学後の手続きになります。入学後に通知しますので手続きをして下さい。

◇必要書類 ①東日本大震災に伴う特別支援金申請書（第1号様式）

②罹災証明書、被災証明書又は避難に関わる行政機関からの通知書等

4. 納入金返還について

納入された納付金は、本制度が実施されることが正式に確定した段階で、4月に溯り授業料等振替指定口座へ振り込みます。